

職場のセクシュアルハラスメント対策について

平成19年4月1日から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクシュアルハラスメントについて必要な措置を講ずることになりました。

セクシュアルハラスメントについて

1. 職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し社会的評価に影響を与える問題です。

2. 我が社は下記の行為を禁止します。

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- ② 身体への不必要な接触
- ③ 性的な冗談、からかい、質問
- ④ 性的な噂の流布
- ⑤ 交際、性的な関係の強要
- ⑥ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑦ 性的な言動に対して拒否等を行った社員等に対する不利益取扱い
- ⑧ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑧ その他社員等に不快感を与える性的な言動
- ⑨ その他正当性に欠ける処遇 など

3. この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等も含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない快適な職場を作っていきます。

*また、パワーハラスメント（職権による人権侵害）についても、許されない行為であり同様の対象とします